

「Craftsmanship 中国地域産品の海外販路開拓支援プロジェクト（ライフスタイル用品）」
商品ブラッシュアップ研修の企画・運営
仕様書

1. 件名

「Craftsmanship 中国地域産品の海外販路開拓支援プロジェクト（ライフスタイル用品）」商品ブラッシュアップ研修の企画・運営

2. 事業概要

ジェトロ島根・鳥取・岡山・山口・広島は、中国地方の工芸品・ライフスタイル用品事業者の海外販路開拓を支援する「Craftsmanship 中国地域産品の海外販路開拓支援プロジェクト（ライフスタイル用品）」を実施する。本業務では、より効果的に海外市場への参入を図るため、海外市場のニーズにマッチする商品の開発に向け、改良ステップ・考え方について参加企業がノウハウを取得できる機会を提供する。また現地の若い世代と連携を図ることで、日本企業に新鮮なアイデアや視点を提示し、更なる海外展開を後押しする。

3. 委託業務内容

(1) 米国市場参入に向けた商品ブラッシュアップ研修の企画・運営

- ① 概要：トレンドや文化に感度の高い現地の若手デザイナー等との情報交換やディスカッションを通して、参加企業が自社の強みを活かしながら、海外市場にマッチする商品を検討することのできる機会を提供する。これを効率的かつ効果的に実現すべく、ハイレベルな若手デザイナーが多数在籍し、協力が見込めるデザイン学校等を提案し、ジェトロと協力のうえ、ワークショップを企画・運営すること。また、現地のライフスタイル用品市場に精通するバイヤーとも連携を図ることで、米国マーケットのニーズにより即した考え方を参加企業に対しインプットできるよう工夫すること。

② 時期：

委託決定後：参加事業者募集用案内資料の作成 ※ジェトロ島根と連携して作成。

2025 年 10 月：事業参加者募集、審査

2025 年 10 月～12 月：ワークショップの準備、連携先との調整

2025 年 12 月：サンプル輸送

※商品サンプルを日本から事前に送付し、現地バイヤー等よりコメントを入手することを想定。商品サンプル送付時の米国側での荷受け者となるとともに、ワークショップ実施会場への搬入を行うこと。なお、日本から米国へのサンプル送付の手続き・費用負担については日本側にて対応するものとする。

2025 年 1 月～2 月：ワークショップ実施

2025 年 3 月中：報告書検収、支払い

- ③ 対象：「Craftsmanship 中国地域産品の海外販路開拓支援プロジェクト（ライフスタイル用品）」
参加企業 5 社

※6 社以上の申込があった場合には、申込情報、Japan Street への登録情報、企業ウェブサイトなどをもとに、米国での市場性や本プロジェクトへの参加体制（語学力等）などを総合的に評

価し、参加企業として5社を選定する。また、可能な限り中国地方5県からバランスよく選定すること。

- ④ ワークショップ内容：デザイン学校の学生は現地の会場でリアル参加、日本企業はオンライン参加する形式とし、2回程度の実施を想定。初回のワークショップでは、日本企業と学生がお互いに自己紹介を行い、事前に送付したサンプルに触れながら商品の特性や現在かかえる課題などについてディスカッションを行うことで、学生側の日本企業・商品への理解を深めることとする。2回目のワークショップでは1回目のワークショップを通じて得たインサイトをもとに、米国市場への進出に向けた、プロダクトに対する改善提案、米国市場でのストーリーテリングやブランディングプランに関する提案を学生が日本企業に対して行うこととする。
- ⑤ 補足：1回目から2回目の間には、一定の期間を確保し、2回目のワークショップで適切かつ有意義な提案を行うために、学生が十分な情報収集・検討を行えるような設計とすること。また、この期間に、委託先は、学生と日本企業間のコミュニケーションのコーディネートを行うこととし、これにより、2回目のワークショップ時に日本企業のニーズに即した有益な提案を学生が日本企業に対して行えるようにする。さらに、ワークショップの実施に際しては、日本の工芸品・ライフスタイル用品を輸入し米国で販売するビジネスを行っているバイヤーの立場の方を外部講師として招へいし、学生からの提案にくわえて、バイヤーの立場からも日本企業へ適切な助言を行えるような設計とすること。

4. 受託者に求める要件

- (1) 契約を締結する時点で法人格を持つ企業・団体（地方公共団体を除く）であり、本業務に関する契約をジェトロとの間で直接締結できること。
- (2) プログラム実施にあたり、現地バイヤー・デザイン学校等の関係機関と連携が可能なネットワークを有し、業務の実施にあたり必要な調整を円滑に行えること。
- (3) 米国のライフスタイル用品市場および日本の工芸品・ライフスタイル用品に関して一定の知見をもつこと。
- (4) ジェトロと綿密に打合せ・相談が可能であり、常時十分な対応が可能となる実施体制を組むこと。
- (5) 過去にジェトロなどの日本の公的機関からの委託をうけて、日本の工芸品・ライフスタイル用品の米国への展開を促進するための業務を実施した経験があると望ましい。
- (6) 日本の法令を遵守し、かつ個人情報・企業情報の取扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (7) 情報を管理するサーバーやPCには十分なセキュリティ対策を施し、他の企業や外部に情報が漏洩しないようにすること。

5. 成果物・提出物

業務完了報告書を以下の要領で作成し、提出すること。

- (1) 本業務の実施内容に関する報告書（業務完了報告書）について、2026年3月15日までに提出すること。現行の商品に対するフィードバック、マーケットが求めるニーズに関する情報、ワークショップの過程で得られた気づき、バイヤーからのフィードバックコメントなど、本研修の実施によって得られた情報を網羅的に盛り込むこととする。加えて、プログラム全体を通して得られたトレンド、商品改良ノウハウ等について、外部公開可能な形で別途資料を作成すること。
- (2) 同報告書を基に、ジェトロにて検収を行うが、同検収に際して追加資料の提出を求められた場合は

速やかに対応すること。

(3) 同報告書は PDF（書式自由）で納品すること。

6. 支払方法

上記 5.（1）の業務完了報告書をもって、ジェトロが履行内容を検査・検収したのち、受託者はジェトロに請求書（精算明細書添付）に基づき請求できるものとする。ジェトロは請求書を受理した日から 40 日以内に、その請求額を受託者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。なお、業務の数量により精算する項目は、明細書記載の単価に基づき、ジェトロが認めた実績により請求すること。

7. その他留意事項

- (1) 本プログラムの最小催行参加事業者数は 5 社とし、参加事業者が 5 社に満たない場合には当該プログラムは原則実施しないものとする。
- (2) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、ジェトロの定める業務報告書などを適切に提出すること。報告書等の知的財産権および事業成果はジェトロに帰属する。
- (4) 見積書には発生しうる経費をすべて記載すること。ジェトロは見積書に記載のある経費についてのみ、単価に基づき支払うものとし、見積書に記載された項目以外の一切の費用を負担しない。

8. 見積書提出期限

2025 年 10 月 7 日（火）

9. 連絡先

日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所

担当：堀田、奥

E-Mail：Motoi_Hotta@jetro.go.jp、Shuhei_Oku@jetro.go.jp

以上